

# イクメンパパ子育て応援奨励金支給要綱

## (趣旨)

第1条 県は、企業等における男性の育児休業等取得を促進するため、「やまぐちイクメン応援企業宣言制度」(平成26年8月24日要綱制定)により登録した事業者(以下「やまぐちイクメン応援企業」という。)に従事する男性従業員が、育児休業等を取得した場合に、当該事業者に対し、予算の範囲内において、奨励金を支給することとし、その支給に関しては、この要綱の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱における「育児休業等」の定義は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する育児休業(以下「育児休業」という。)及び法第24条第1項に規定する休暇制度(以下「育児休暇」という。)をいう。

## (支給対象事業者)

第3条 奨励金の支給対象事業者はやまぐちイクメン応援企業とし、次の各号のすべてに該当する事業者とする。

- (1)常時雇用する労働者の数が300人以下であること。
- (2)就業規則等に育児休業等についての規定を設けていること。
- (3)法の規定を遵守していること。

## (対象となる男性従業員の育児休業等取得者)

第4条 奨励金の対象となる育児休業等取得者は、前条に規定する支給対象事業者と雇用契約があり、次の各号のすべてに該当する男性従業員とする。

- (1)県内の事業所に勤務していること。
- (2)育児休業等を新たに取得し、当該休業終了後に現職等に復職していること。

## (支給期間及び支給額)

第5条 奨励金は、男性従業員の育児休業等取得期間に応じ、次表のとおり支給する。

取得期間(分割取得の場合は通算可)			奨励金額
育児休業	5日以上 2週間未満	(所定労働日が4日以上)	100千円
	2週間以上 1箇月未満	(所定労働日が9日以上)	200千円
	1箇月以上		300千円
育児休暇	5日以上		100千円

※分割取得する場合、合計30日を1箇月とする。

## (支給の申請)

第6条 奨励金の支給を希望する事業者は、第4条第2号に定める復職の日から起算して3箇月以内又は当該復職日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、イクメンパパ子育て応援奨励金支給申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)に、次の各号に掲げる必要書類を添付し知事に申請する。

- (1)育児休業等に係る子の出生の事実を確認できる書類
- (2)男性従業員から提出された育児休業等の取得の申出書等の写し
- (3)育児休業等を取得した男性従業員の出勤簿等の写し(育児休業等の状況及び復職後の出勤状況を確認できるもの)
- (4)育児休業等を取得した男性従業員と事業者との雇用契約を表す書類
- (5)育児休業等に係る就業規則等の写し
- (6)その他知事が必要と認める書類

(支給の決定通知)

第7条 知事は、奨励金の支給の決定をしたときは、イクメンパパ子育て応援奨励金支給決定通知書（別記第2号様式）により、申請書を提出した事業者に対し、通知するものとする。

(奨励金の支給)

第8条 知事は、前条の支給の決定通知を行ったときは、速やかに第5条に規定する奨励金を支給するものとする。

(支給しない場合)

第9条 申請書を提出した事業者であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金を支給しないものとする。

(1) 対象となる男性の育児休業等取得者について、下記に該当する場合

ア 国が設ける育児休業取得の促進を目的とする出生時両立支援助成金を受給した場合又は受給する見込みのある場合

イ 対象となる子について、過去に奨励金を受給している場合

(2) 虚偽の申請をした場合

(3) 当該事業者が、適正な雇用管理を行っていないと認められる場合

(4) 前各号に掲げる場合のほか、奨励金の支給対象として適当でないと認められる場合

2 奨励金を支給しないことと決定したときは、イクメンパパ子育て応援奨励金不支給決定通知書（別記第3号様式）により、申請書を提出した事業者に対し、通知するものとする。

(奨励金の返還)

第10条 知事は、奨励金の支給を受けた事業者が、偽りその他不正な行為によって奨励金の支給を受けたと認められるときは、イクメンパパ子育て応援奨励金支給決定取消・返還通知書（別記第4号様式）により、当該事業者に対して支給額全額を返還させるものとする。

(指導監督)

第11条 知事は、この奨励金の支給に関する事項について、必要に応じて検査をし、事業者及び対象となった育児休業等取得者に対して報告を求めることができるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成30年3月31日以前に開始した育児休業であって、取得期間が5日未満であるものに係る支給額については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和4年5月24日から施行する。

別記

第1号様式

イクメンパパ子育て応援奨励金支給申請書

令和 年 月 日

山口県知事様

〒  
所在地  
名称  
代表者職・氏名

イクメンパパ子育て応援奨励金の支給を受けたいので、イクメンパパ子育て応援奨励金支給要綱第6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

支給申請額	円			
育児休業等取得者	氏名			
	育児休業・育児休暇 取得期間 (計 日間)	○令和 年 月 日～令和 年 月 日 ○令和 年 月 日～令和 年 月 日	※分割取得された場合は、取得期間毎に記入	
常時雇用する従業員数	人(うち男性 人、女性 人)			
応援企業番号	子育て	第 号	イクメン	第 号
過去1年間における労働関係法令に違反する重大な事実	有 ・ 無			
振込先	金融機関名	銀行 支店		
	口座の種類	普通・当座	口座番号	
	(フリガナ) 口座名義人			
連絡窓口	担当者			
	電話		FAX	

添付書類

- (1) 育児休業等に係る子の出生の事実を確認できる書類
- (2) 男性従業員から提出された育児休業等の取得の申出書等の写し
- (3) 育児休業等を取得した男性従業員の出勤簿等の写し(育児休業等の状況及び復職後の出勤状況が確認できるもの)
- (4) 育児休業等を取得した男性従業員と事業者との雇用契約を表す書類
- (5) 育児休業等に係る就業規則等の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

文 書 番 号  
令和 年 月 日

様

山口県知事

イクメンパパ子育て応援奨励金支給決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったイクメンパパ子育て応援奨励金については、次のとおり支給を決定したので、イクメンパパ子育て応援奨励金支給要綱第7条の規定により通知します。

1 支給額

金 円

2 支払方法

申請書記載の口座へ振込

文 書 番 号  
令和 年 月 日

様

山口県知事

イクメンパパ子育て応援奨励金不支給決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったイクメンパパ子育て応援奨励金については、次の理由により奨励金を支給しないことに決定しましたので、イクメンパパ子育て応援奨励金支給要綱第9条第2項の規定により通知します。

1 支給しない理由

文 書 番 号  
令和 年 月 日

様

山口県知事

イクメンパパ子育て応援奨励金支給決定取消・返還通知書

令和 年 月 日付けで支給決定したイクメンパパ子育て応援奨励金については、次の理由により支給決定を取り消すので、イクメンパパ子育て応援奨励金支給要綱第10条に規定により通知します。

については、支給した奨励金全額を次のとおり返還してください。

1 取消理由

2 支給した奨励金の返還期限

年 月 日

3 返還の方法

同封の納入通知書により所定の金融機関で払い込んでください。